

答 申 第 107 号
平成 30 年 3 月 23 日

財 務 大 臣
麻 生 太 郎 殿

関 税 等 不 服 審 査 会
会 長 中 里 実

答 申 書

平成 30 年 1 月 29 日付財関第 109 号をもって諮問のあった関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 76 条第 4 項において準用する法第 70 条第 1 項の規定に係る銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号。以下「銃刀法」という。）第 2 条第 2 項（以下「本項」という。）の刀剣類（以下「刀剣類」という。）に該当する旨の通知に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

なお、以下において使用する用語の意義は、下記のとおりである。

記

審査請求人 X

処分庁 A 税関長

B 出張所 A 税関 B 出張所

B 出張所長 A 税関 B 出張所長

本件処分 平成 29 年 5 月 8 日付で B 出張所長が審査請求人に対して行った「法第 76 条第 4 項において準用する法第 70 条第 1 項の規定に係る本項の刀剣類に該当する旨の通知」

意見

本件処分の取消しを求める審査請求については、これを棄却することが相当である。

理由

第1 事案の概要

- 1 平成28年11月17日、B出張所長は、日本郵便株式会社C郵便局から、審査請求人を名宛人とした郵便物(郵便物番号〇〇〇〇。以下「本件郵便物」という。)の提示を受けた。
- 2 同日、B出張所の職員は、本件郵便物の開披検査を実施し、下記(1)ないし(3)のナイフが入っていることを確認した。
 - (1) ナイフ a 1本
 - (2) ナイフ b 1本
 - (3) ナイフ c 2本
- 3 B出張所長は、上記2(1)ないし(3)のナイフのうち、(1)及び(2)のナイフ(以下、(1)のナイフを「本件ナイフ①」、(2)のナイフを「本件ナイフ②」といい、両者をあわせて「本件各ナイフ」という。)は、刃体が強度の磁石吸着性を有していること、刃渡りが10センチメートルであること、並びに刃体が自動的に柄兼さやから直線に飛び出し、開刃した刃体と柄兼さやとを固定する装置を有することから、刀剣類に該当する飛出しナイフのおそれがあるため、審査請求人に対し、「外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ」(平成28年11月17日付)を送付し、「貴殿(社)宛の郵便物の中に、銃砲刀剣類所持等取締法に該当すると思われるものがあります。輸入承認書、所持許可書(原本)等をお持ちの場合は、提示してください。お持ちでない場合は、A税関B出張所(中略)までお知らせください。」と通知した。
- 4 平成28年12月15日、審査請求人はB出張所に架電し、本件各ナイフは、刃が直線的に出ることから開刃45度以上には該当しないため、刀剣類に該当する飛出しナイフではない旨主張した。
- 5 B出張所長は、本件各ナイフが刀剣類に該当するか否か審査請求人と見解が異なることから、審査請求人の同意を得た上で、「刀剣類の認定依頼について」(平成29年1月18日付)により、D警察Yに対し、本件各ナイフが刀剣類に該当するか否かについて認定を依頼した。
- 6 この依頼に対して、D警察Yから、「刀剣類の認定依頼に対する回答につ

いて」(平成29年3月24日付。以下、「警察回答」という。)により、「認定依頼物件「ナイフ」2本については、それぞれ銃砲刀剣類所持等取締法第2条第2項に定める刀剣類の45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフに該当すると解する。」と回答があった。

- 7 平成29年5月8日、B出張所長は、審査請求人に対し、本件処分を行った。
- 8 同月9日、審査請求人は、財務大臣に対し審査請求書を提出し、本件処分の取消しを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を提起した。なお、本件審査請求については、同年6月8日付で審査請求人から審査請求書の修正版(以下「本件審査請求書」という。)が提出されている。
- 9 平成29年7月11日、財務大臣は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「行審法」という。)第9条第1項の規定に基づき、財務省職員 T を、本件審査請求の審理手続を行う者である審理員に指名した。

第2 審査請求人の主張

本件審査請求書及び平成29年8月17日付反論書によれば、審査請求人の主張の概要は以下のとおりである。

- 1 審査請求人が輸入するナイフは、刃が取手内から直線的に開刃するものである。

D警察の回答によると、「45度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフに該当すると解する」とされているが、直線的な開刃は、45度以上の開刃とみなすという拡大解釈がされている。

銃刀法第2条にある「45度」という角度・回転の尺度を直線的な動きに無理矢理置き換えるのは、法令を拡大解釈の上、恣意的に運用していると言わざるを得ない。条文に忠実に則った運用を求める。

本件各ナイフを刀剣類とみなし、通関の差し止め行為を行うのであれば、直線的に開刃するものも飛出しナイフとする、と銃刀法を改正した後に行うのが正規の手続きである。

- 2 飛出しナイフは、日本刀剣のような美術品と違い、そもそも所持許可というものが存在しない。存在しないものを提出せよというのは、極めて不条理である。

E公安委員会・F教育委員会が審査・許可対象としている刀剣類は、「武用又は観賞用のために日本刀製作方法に則り製作された日本刀で、素材の一部に玉鋼を使用し、鍛錬・焼きを施したものを言い、太刀、刀、脇差、短刀、槍、剣、薙刀、鉾を含む」ものとされ「登録の条件として必要なことは、刀剣類の材料に玉鋼が使用されていること、繰り返し鍛えられ焼きを入れてあ

り、美術品として姿、鍛え、刃文、彫り物等に美しさが認められ、又は各派の伝統的特色が明らかに示されているものであることが必要」とされており、飛出しナイフが審査対象とする刀剣類に該当しないことは、F教育委員会・文化財保護担当者も認めている。

- 3 処分庁は、法により、輸入に関して他の法令の規定による許可等を必要とする輸入物について、当該許可等が出ていないものは送付しないと主張するが、経済産業大臣発行の輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づく輸入許可書を平成28年12月7日に取得し既に提出しており、これにより通関されるべきである。
- 4 処分庁は、立花書房発行「注釈銃砲刀剣類所持等取締法」に、「直線的に自動的に開刃するナイフも飛出しナイフに含む」と解説してあるため、本件各ナイフは飛出しナイフであると主張しているが、当該書籍は行政機関が参考にしており、この書籍の解説文は一切の法的効力はない。
- 5 処分庁は、「刀剣類とは飛出しナイフの類型にあてはまる形態・実質をそなえる刃物を指称する」という昭和36年の判例に基づき、本件各ナイフは飛出しナイフとしての形態・実質があるのだから飛出しナイフとみなしている旨主張しているが、類型にあてはまり形態・実質も該当するものまで違法であるといういかようにもとれる主張は、厳密、厳格な法の運用を覆すものである。

第3 当審査会の判断

1 本件に係る法令の規定等について

- (1) 刀剣類とは、本項において、「刃渡り十五センチメートル以上の刀、やり及びなぎなた、刃渡り五・五センチメートル以上の剣、あいくち並びに四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ（刃渡り五・五センチメートル以下の飛出しナイフで、開刃した刃体をさやと直線に固定させる装置を有せず、刃先が直線であつてみねの先端部が丸みを帯び、かつ、みねの上における切先から直線で一センチメートルの点と切先とを結ぶ線が刃先の線に対して六十度以上の角度で交わるものを除く。）」と規定されている。
- (2) 判例において、銃砲刀剣類所持取締令（昭和25年政令第334号。以下「銃刀令」という。）上（銃砲刀剣類所持取締令等の一部を改正する法律（昭和30年法律第51号）による改正（以下「本改正」という。）前のもの）の「刀剣類」については、社会通念上、法令に列挙された「それぞれの類型にあてはまる形態・実質をそなえる刃物を指称するものと解すべきである。」（最判昭和31年4月10日刑集10巻4号520頁）とされ、

このうち「刀」としての実質については、「鋼質性の材料をもつて製作された刃物又は或る程度の加工により刃物となりうるものであること」と解されている（最判昭和 36 年 3 月 7 日刑集 15 卷 3 号 493 頁）。これらの判例は、現行銃刀法下においても維持されている。

これらの刀の実質については、下級審裁判例において、「鋼質性の材料（炭素含有量〇・〇三ないし一・七パーセントの鉄）をもつて製作され、物を切断する機能を有する刃物又は或る程度の加工により刃物になりうるものである性質（刃物性）を備えた」物件（東京高判昭和 54 年 5 月 15 日刑裁月報 11 卷 5 号 404 頁）との判断が示されている。

- (3) なお、刀剣類は、銃刀法第 3 条第 1 項において、同法第 4 条又は第 6 条に基づく所持許可を受けた者が所持する場合（同法第 3 条第 1 項第 3 号）や同法第 14 条の規定による登録を受けたものを所持する場合（同法第 3 条第 1 項第 6 号）等を除き、何人も所持が禁止されている。
- (4) 法第 76 条第 1 項ただし書において、税関長は、輸出され、又は輸入される同項本文の規定が適用される郵便物中にある信書以外の物について、税関職員に必要な検査をさせるものとされている。

また、当該検査を受ける郵便物については、同条第 4 項において準用及び読み替えられる法第 70 条の規定において、当該検査に際し他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認等を必要とする郵便物については、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならないとされており、さらに、この証明がなされない郵便物については、日本郵便株式会社は、その郵便物を発送し、又は名宛人に交付しないとされている。

税関においては、他の法令の規定によって許可・承認等を要するか否か疑義のある郵便物に対しては、当該法令の所管官庁に問い合わせ、その要否を確認することとしている。

輸入される郵便物が刀剣類である場合、税関においては、その郵便物の検査に当たり、関税関係通達「本邦に輸入される銃砲又は刀剣類等の取扱いについて」（昭和 33 年歳税第 403 号）に基づき、所持許可証を確認することとされている。

また、輸入される郵便物が、関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）別表第 93. 07 項のうち「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（昭和 41 年通商産業省告示第 170 号）に公表されている、「刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品（刀身に限る）」に該当するものであるときは、輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第

414号)第4条第1項に基づく経済産業大臣の承認を受け、上記のとおりその旨を税関に証明しなければならない。

2 本件処分の適法性について

(1) 本件各ナイフが刀剣類に該当するか

イ 前掲最判昭和31年4月10日及び前掲最判昭和36年3月7日の下で、本件各ナイフが「飛出しナイフ」として刀剣類に該当するためには、まず、社会通念上、「飛出しナイフ」にあてはまる形態を有している必要があるところ、本件各ナイフは、いずれも直線のみねと刃、及び、切っ先を備えた「ナイフ」としての形態を有しており、かつ、ボタン(本件ナイフ①)又はスライド式スイッチ(本件ナイフ②)により自動的に開刃することから、社会通念上、「飛出しナイフ」としての形態を有していると判断される。

次に、「飛出しナイフ」としての実質としては、前掲東京高判昭和54年5月15日の判示する「刃物性」、すなわち「鋼質性の材料(炭素含有量〇・〇三ないし一・七パーセントの鉄)をもつて製作され、物を切断する機能を有する刃物又は或る程度の加工により刃物になりうるものである性質」を有する必要があると解されること、本件各ナイフの刃体の材質は、本件ナイフ①が炭素含有量1.05パーセントの鋼、本件ナイフ②が炭素含有量1.7パーセントの鋼であり、物を切断する機能を有する刃物である(これらの点について審査請求人との間に争いはない)。

以上の判断、及び、認定によれば、本件各ナイフは、「飛出しナイフ」としての形態、及び、実質を備えた物件であると解するのが適当である。

ロ 次に、「飛出しナイフ」が刀剣類に該当するためには、「刃渡り五・五センチメートル以下の飛出しナイフ」で一定の要件を満たすものではないことが必要とされる。

この要件に関して検討するに、本件各ナイフの刃渡りはいずれも5.5センチメートル超であるため、この規定による除外事由には該当しない(これらの点について審査請求人との間に争いはない)。

ハ さらに、本項における「四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する」との規定との関係で、本件各ナイフがこの要件を満たすか否かを検討する。

(イ) この点につき、「四十五度以上」という文言は、刃体が回転することを前提としているようにも解されうるが、法令の規定に「回転」に関する要件は何ら含まれていない。

(ロ) 却って、この規定の立法過程における議論からは、「飛出しナイフ」に該当するために、刃体が回転するものであることを要する趣旨では

ないことが確認できる。

飛出しナイフは、銃刀法の前身である銃刀令の本改正において刀剣類に含まれることとなったものであるが、本改正では、銃刀令第1条第2項を「この政令において「刀剣類」とは、刃渡十五センチメートル以上の刀、剣、やり及びなぎなた並びにあいくち及び刃渡五・五センチメートルをこえる飛出しナイフ（四十五度以上に自動的に開刃する装置を有するナイフをいう。）をいう。」と改め、飛出しナイフを刀剣類に含むこととした。この改正の過程における、刀剣類に含むべき飛出しナイフの定義に係る国会での議論の際に行われた、政府委員（警察庁刑事部長・中川董治）による説明（第22回国会参議院地方行政委員会会議録第10号3頁）からは、銃刀令第1条第2項における「四十五度以上に自動的に開刃」という表現は、回転せずに開刃することを排除する趣旨を含まず、むしろ、自動的に開刃するものを広く含むことを前提に、例外的に、回転して45度未満に鋭角に開刃する場合のみを除外するものであることが判明する。現行法である本項において「四十五度以上に自動的に開刃」という表現は、銃刀令第1条第2項における表現が維持されていることに鑑みれば、銃刀法においても、回転せずに開刃することを排除する趣旨を含まないと解される。このような見地から本件各ナイフを見れば、本件各ナイフは「回転して45度未満に鋭角に開刃するもの」ではないため、「四十五度以上に自動的に開刃する」という要件を満たすものと考えられる。

(ハ) さらに、本件各ナイフは直線に開刃するものであるが、その迅速な開刃による危険性は回転して開刃する飛出しナイフと何ら変わらないことから、この観点からしても、本件各ナイフは本項にいう「飛出しナイフ」に該当し、刀剣類に含まれると考えるのが適当である。

ニ 本項においては、刀剣類に該当する飛出しナイフについて「四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ」と規定しているが、本件各ナイフは、その刃が直線に自動的に開刃するものであるところ、審査請求人は、警察回答は、「45度」という、角度・回転の尺度を直線的な動きに置き換え、拡大解釈をしているので、刀剣類に該当する飛出しナイフではない旨主張する。

(イ) この点については、審理員が行審法第34条に基づき、平成29年11月1日付「鑑定について（依頼）」により、銃刀法を所管する警察庁に対し、本項に規定する飛出しナイフには、その刃が直線に開刃するものも含まれると解されるか否か、同項の解釈について鑑定を依頼したところ、同庁Zから、平成29年11月10日付鑑定結果回答書により、

「その刃が直線に自動的に開刃する飛出しナイフについては、45度以上に自動的に開刃する装置を有することから、銃刀法第2条第2項に規定する飛出しナイフに含まれるものと解される。

なお、判例（大分地裁佐伯支部平八（わ）第5号／平9・3・12判決／判タ976号255頁）でも、確定した解釈であると判示されている。」との回答があった。

(ロ) 当該鑑定結果は、審査請求人の主張と異なることから、審理員は反論の機会を与えるため、行審法第36条に基づき平成29年11月15日付「質問書の送付について」により、審査請求人に対し、当該鑑定結果についての意見の有無及びその内容について質問したところ、同人から、鑑定結果回答書に記載された判決（大分地方裁判所佐伯支部平成9年3月12日判決。以下「平成9年大分地判」という。）が当該鑑定結果の根拠となっているとして、平成9年大分地判に対する意見書が提出され、概要以下の主張がなされた。

- ① 平成9年大分地判において、銃刀法の適用について刃体が回転して鞘兼柄から出し入れされるか、直線的に出し入れされるかは比較的重要度が低いとされているが、銃刀法には極めて明快な判断数値と開刃様態が明文化されており、当該数値及び様態は対象物品が違法か否かを決定するための重要な判断材料であるところ、それを重要でないとする判断は、銃刀法の運用においてあってはならず、条文の文言に重要度の軽重はない。
- ② 平成9年大分地判において、銃刀法の適用除外に当てはまるか否かを論じているのはカッターナイフであり、飛出しナイフではなく、両者は全く異なる。
- ③ 平成9年大分地判において、直線的に刃体が飛び出すナイフも本項に定める飛出しナイフに含まれることは確定した解釈であるとされているが、確定した解釈の根拠となるものが示されておらず、仮にその根拠が民間出版社発行の「注釈銃砲刀剣類所持等取締法」（上記第2の4参照）だとすると、そもそも確定していない。

(ハ) しかしながら、当該鑑定結果において、平成9年大分地判は、なお書きで付言されているに過ぎず、同判決のみを根拠として、その刃が直線に自動的に開刃する飛出しナイフが本項に規定する飛出しナイフに含まれると結論づけたものとは認められない。また、上記(ロ)①ないし③の審査請求人の主張については、次のとおり、いずれも当該鑑定結果を否定するものとは認められない。

上記(ロ)①及び②については、平成9年大分地判は、刃体の長さ

が6.8センチメートルであるカッターナイフの携帯について、銃刀法第22条に規定される「刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物の携帯の禁止」に関して、同条の適用が除外される要件として「刃体の長さが八センチメートル以下の折りたたみ式のナイフであって、刃体の幅が一・五センチメートルを、刃体の厚みが〇・二五センチメートルをそれぞれ超えず、かつ開刃した刃体をさやに固定させる装置を有しないもの」と規定する銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第9条第2号(現・同施行令第37条第2号)の適用可能性について判示したものであり、当該カッターナイフについて、同施行令第9条第2号を適用するに当たっては、折りたたみ式ナイフに当たるものと解釈するのが相当とし、一般に折りたたみ式ナイフは刃体が回転して鞘兼柄から出し入れされるものであり、カッターナイフは刃体が直線的に鞘兼柄から出し入れされるものであるが、本項に定める「四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する飛出しナイフ」に関し、言葉をそのまま読むと刃体が回転して飛び出すナイフのみを想定しているようだが、直線的に刃体が飛び出すナイフも本項に定める飛出しナイフに含まれることは確定した解釈であることから、銃刀法の適用については刃体が回転して鞘兼柄から出し入れされるか、直線的に出し入れされるかは比較的重要度の低い事実ということができ、カッターナイフと折りたたみ式ナイフの刃体の出し入れの相違は、カッターナイフについて、同施行令第9条第2号を適用するに当たっては、折りたたみ式ナイフに当たるものと解釈するという判断に影響を与えないとしているものであり、開刃の様相が重要でないことを理由として直線に自動的に開刃する飛出しナイフが本項に定める飛出しナイフに含まれるとの判断を示したものではなく、カッターナイフと飛出しナイフを同一のものと判断しているものでもない。

上記(ロ)③については、平成9年大分地判においては確定した解釈の根拠が示されていないが、上記のとおり、当該鑑定結果は同判決のみを根拠としたものではない。なお、同判決の言い渡し日は平成9年中であるが、「注釈銃砲刀剣類所持等取締法」の第1刷発行は平成23年11月であり、同判決が同書を根拠としているとの推論はあたらない。

ホ したがって、本件各ナイフは、上記イのとおり、その形態及び刃体の材質に鑑み、社会通念上、飛出しナイフの類型にあてはまる形態・実質をそなえており、上記ロのとおり本項に規定する除外事由にもあたらず、上記ハのとおり本改正の過程における、刀剣類に含むべき飛出しナイフ

の定義に係る国会での議論からすれば、「四十五度以上に自動的に開刃する装置を有する」という要件を満たしていると解され、さらに、上記二のとおり銃刀法を所管する警察庁において、「その刃が直線に自動的に開刃する飛出しナイフについては、45度以上に自動的に開刃する装置を有することから、銃刀法第2条第2項に規定する飛出しナイフに含まれるもの」と解していることに鑑みれば、刀剣類に含まれると考えるのが適当である。

(2) 刀剣類の所持許可について

審査請求人は、E 公安委員会・F 教育委員会が審査対象としている刀剣類に飛出しナイフは含まれておらず、飛出しナイフの所持許可は存在しない旨主張し、その証拠として「銃砲刀剣類の登録基準資料」を提出している。

しかし、当該資料はF 教育委員会が行う銃刀法第14条の規定による「美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録」に関するものであり、同法第4条又は第6条の規定による都道府県公安委員会の刀剣類の所持許可に関するものではないため、当該資料をもって都道府県公安委員会が同法第4条又は第6条の規定による刀剣類の所持許可において、飛出しナイフを審査対象としていないということとはできないことから、審査請求人の主張には理由がない。

(3) 法第76条第4項において準用する法第70条第1項に基づく他の法令の規定による輸入に関しての許可等を受けている旨の証明について

審査請求人は、輸入貿易管理令第4条第1項の規定に基づく輸入許可書を取得し既に提出しているため、これに基づき通関されるべきであると主張するが、当該書面は輸入許可書ではなく輸入承認書である。また、上記(1)のとおり、本件各ナイフは刀剣類に該当するため、税関においては、法第76条第4項において準用及び読み替えられる法第70条第1項の規定に基づき、輸入貿易管理令に基づく輸入承認に加えて銃刀法に基づく所持許可証を確認する必要があったのであるから、審査請求人の主張は認められない。

(4) 立花書房発行「注釈銃砲刀剣類所持等取締法」に法的効力はないこと

審査請求人の主張のとおり、当該書籍に法的効力は認められない。

しかし、本件処分は当該書籍の記載に基づき行われたものではなく、本件各ナイフが刀剣類に該当することは上記(1)のとおりであることから、当該書籍に法的効力がないことは、本件処分の適法性に影響を与えない。

(5) 「刀剣類」に関する法令の解釈手法について

審査請求人は、処分庁は前掲最判昭和36年3月7日に基づき、本件各ナイフが飛出しナイフとしての形態・実質をそなえているため飛出しナイフとみなしており、類型にあてはまり形態・実質も該当するものを違法とするの

は、厳密、厳格な法の運用を覆すものである旨主張する。

この主張の趣旨は、「類型に当てはまり、形態・実質を備えている」という理由で刀剣類に該当するという判断は、銃刀法の文言の正確な解釈によらずに本件各ナイフを刀剣類に該当する「飛出しナイフ」と判断するものであって、警察法令に求められる厳密、厳格な法の運用に反するとするものでであると解される。

しかし、判例上、刀剣類の各類型の「形態」の解釈とあてはめは厳格に行われており（前掲最判昭和31年4月10日、前掲最判昭和36年3月7日参照。）、また、その「実質」としての刃物性も厳格に解されている（前掲東京高判54年5月15日参照）。上記（1）イのとおり、本件各ナイフは、この何れにも該当するものである。

また、審査請求人は、本項の「四十五度以上に……開刃する」という文言の厳格解釈を求めるものとも解されるが、同項は刃体の回転について何ら規定しておらず、却って上記（1）ハ（ロ）のとおり、この文言が規定された立法時の議論からは、回転せずに開刃するものを飛出しナイフに含めないという趣旨はなかったと認められ、この解釈が立法時から現在までの間に変更されたと解すべき理由もない。

以上の理由から、この点に関する審査請求人の主張は認められない。

第4 結論

以上のことから、審査請求人の主張は採用できず、また、本件処分は適法に行われたものと認められるから、本件審査請求を棄却することが相当である。